

滋賀県立看護師等養成所授業料資金

制度案内（令和6年度版） 【令和6年度継続貸与者向け】

○ 滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与制度とは

滋賀県立看護師等養成所授業料資金（以下「授業料資金」という）は、滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱に基づき、滋賀県立総合保健専門学校・滋賀県立看護専門学校に在学する方で、卒業後に滋賀県内の医療機関等（P3参照）で看護師等として仕事をしたいと考えている方に、滋賀県が勉学を続けるのに必要な資金を貸す制度です。

この制度は滋賀県内の看護師等の充足を図ることを目的とした貸付であるため、返還免除の条件を満たさない場合は、貸し付けた金額を返還していただきます。

卒業後、県内の医療機関等に就業し、規定の期間以上継続して勤務する意思があるのか、よくお考えいただき申請をする前に十分検討してください。

○ 貸与の条件

現在、滋賀県立総合保健専門学校または滋賀県立看護専門学校に在学し、卒業後、県内の医療機関等（P3参照）において看護師等として業務に従事する意思をもっていること。

○ 貸与月額

22,050円/月※

※ただし、大学等における修学の支援に関する法律（高等教育の修学支援新制度）による授業料等の減免を受ける者のうち減免区分が第Ⅰ区分（満額の支援）の者については、月額18,600円の貸与とする。

用語説明

養成施設	：	滋賀県立総合保健専門学校・滋賀県立看護専門学校
看護師等	：	保健師、助産師、看護師、歯科衛生士
貸与	：	お金を貸すこと。
返還	：	借りたお金を返すこと。
返還免除	：	借りたお金を返さなくてもよくなること。
従事・就業	：	看護師等として業務に従事すること。

滋賀県 健康医療福祉部 医療政策課 医療人材確保係

所在地 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL 077-526-8188

Mail : kango-kashitsuke@pref.shiga.lg.jp



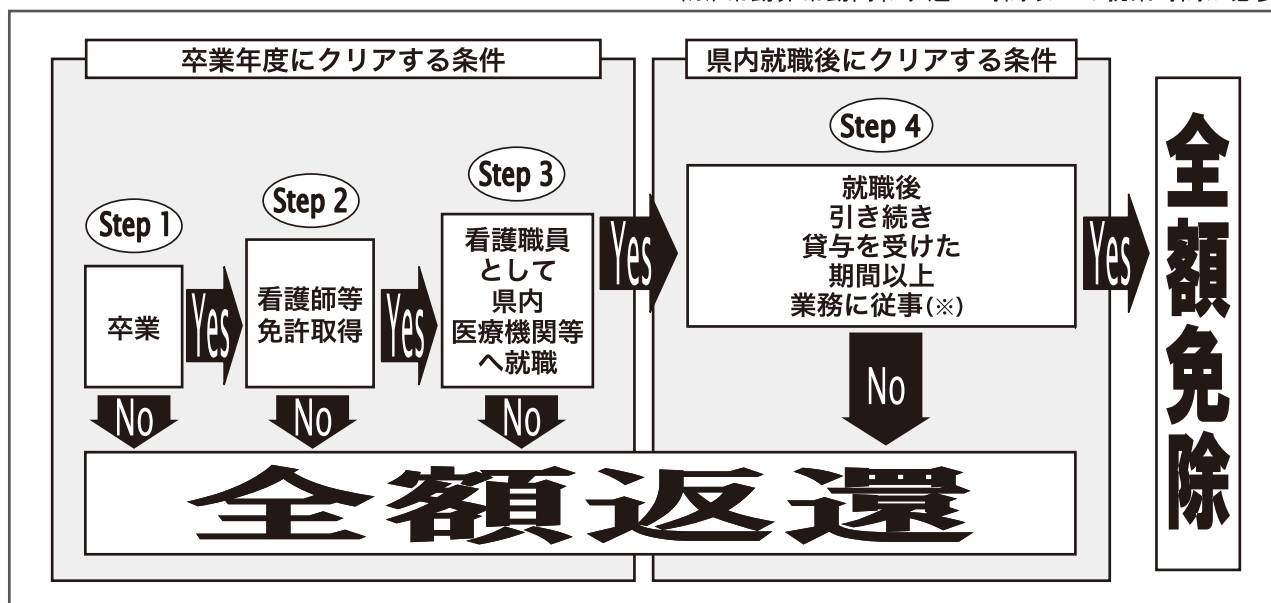
メールはこちらから

○ 授業料資金＝貸付制度

授業料資金は貸付金ですので、申請者は滋賀県に対し債務（借りたお金を返済する義務）を負うこととなります。そのため、貸与が終了した後に必ず返還しなければなりません。

ただし、免除に必要な条件を全て満たしたときに限り、必要な手続きを経たうえで債務の免除を受けることができます。

(※) 常勤非常勤問わず週30時間以上の就業時間が必要



○ 返還

次の事由に該当すれば、授業料資金を返還しなければなりません。

区分	返還事由	返還
在学中	①養成所を退学したとき。	全額返還
	②成績不良などの理由で、貸与決定を取り消されたとき。	
卒業年度	③養成所卒業の年度に実施される授業料資金の貸与を受けた養成課程の目的とする免許の資格試験に合格しなかったとき（受験しなかった場合も含む。）。	
	④資格試験合格後直ちに、授業料資金の貸与を受けた養成課程の目的とする免許を取得しなかったとき。	
免許取得後	⑤免許取得後直ちに看護師等として県内の医療機関等に就業しなかったとき。	
就職後	⑥就業後、引き続き看護師等として業務に従事した期間が授業料資金の貸与を受けた期間に相当する期間になるまでに、県内の医療機関等において業務に従事しなくなったとき（業務外の理由により死亡した場合を含む。）。（注）	

※注 業務に従事した期間は、月単位で判定します。

○ 返還の方法について

授業料資金の返還については、一括返還のほか、分割して返還することができます。ただし、分割して返還する場合でも、貸与を受けた期間内に均等払いにより返還しなければなりません。

(例) 24カ月の貸与を受けた場合は、24カ月以内に返還する
県の指定する納入期限までに返還金を納付しなかった場合は延滞金（年率14.5%）が発生します。

○ 返還猶予

次の事項に該当する場合は、その事項が続いている間、返還の期間を延ばすことができます。

- ① 他種の看護師等の養成施設に進学したとき。
- ② 疾病や負傷により、看護師等の業務に従事できないやむを得ない理由があるときなど。

○ 返還の免除

養成所を卒業後、次の条件を全て満たせば、必要な手続きを行うことにより、授業料資金の返還の免除が受けられます。

条件1	養成所の卒業の年度に実施される、授業料資金の貸与を受けた養成課程の目的とする免許（注1）の資格試験に合格し、直ちに免許を取得すること。
条件2	免許取得後直ちに県内の医療機関等に就業し、引き続き授業料資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上（注2）、看護師等として業務に従事すること。

（注1）看護師養成課程＝看護師の免許

歯科衛生士養成課程＝歯科衛生士の免許

（注2）24ヵ月貸与を受けた場合は24ヵ月以上の業務従事期間

図解 条件2の「直ちに」、「引き続き」について

業務に従事した月は、月単位で判断します。月の途中で就職・退職した場合でも、その月については業務に従事したものとして取り扱われます。

4月1日就職 9月15日退職							11月1日就職					
業務に従事した月は							業務に従事した月は					
養成所在学中	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

- ① 免許取得後「直ちに」とは、「卒業した年の4月に」ということになります。
- ② 「引き続き」については、同一の医療機関等で勤務しなければならないということではありません。一旦退職しても、県内の医療機関等に無就業の月が発生しないうちに再就職すれば「引き続き」業務に従事したものとして取り扱われます。
- ③ このケースでは10月が無就業となっています。このような場合は「引き続き」業務に従事したことになりませんので、10月以前の業務従事期間によらず全額返還になります。

○ 県内の医療機関等

県内の医療機関等とは、滋賀県内の下記の医療機関のことをいいます。

① 病院	④ 訪問看護事業所および 介護予防訪問看護事業所	⑦ 老人ホーム
② 診療所（歯科診療所含む。）	⑤ 介護老人保健施設	⑧ 福祉施設の一部など
③ 助産所	⑥ 自治体	⑨ 看護師等養成所などの教員

注意事項

- 1 看護教諭として就業したときや医業類似行為（あんま、はり、きゅう、マッサージ）の施術所は、看護師等としての就業とは認められません。
- 2 同一の設置者（医療法人等）が複数の医療機関等を開設しており、人事異動・配置換えなどにより県外の施設に就業先が変更された際も、その時点で全額返還になります。

○ 振込先口座

- ①授業料資金は、申請者本人名義の口座へ振り込まれます。口座の指定は貸与申請の際に行っていただきます。貸与生本人以外の名義の口座を指定することはできません。
- ②振込先として指定できる口座は、普通預金、総合預金または当座預金に限ります。(貯蓄預金・定期預金の口座を指定することはできません。)
- ③銀行に指定の口座がない場合は、申請者本人名義の口座を開設してください。
- ④同一養成課程在学中は、原則として振込先の口座の変更は行えません。ただし、婚姻などによる氏名変更、銀行の統廃合などにより振込先の口座に変更があった場合は、変更の手続きを行ってください。

○ 貸与の時期および方法

授業料資金は、9月と1月にそれぞれ6ヶ月分をまとめて申請者本人名義の口座へ振り込まれます。ただし、事情により支払月を変更することがあります。

○ 貸与期間

授業料資金は、1年単位で貸与を行います。今年度に貸与決定を受け、次年度も貸与を受けようとする際は、次年度に継続申請を行っていただく必要があります。

○ 貸与の停止

貸与決定を受けた後でも、休学・停学した際は貸与が停止されます。速やかに在学養成施設を通じ必要な手続きを行ってください。

また、退学した際は授業料資金を全額返還していただきます。

○ 貸与契約の解除

貸与決定を受けた後でも、次の場合には貸与契約を解除し授業料資金を全額返還していただきます。

- ①退学したとき。
- ②心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ③学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ④授業料資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤死亡したとき。
- ⑥その他授業料資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

○ 連帯保証人

連帯保証人とは債務者と連帯して債務を負う保証人のことで、債務者と同様の責任を負いますので、債務の全額の返済を求められることがあります。

授業料資金の貸与を受けるには連帯保証人が2名必要です。連帯保証人になっていただく方には事前にこの制度についてよく理解していただいた上で署名を求めてください。(貸与申請書には連帯保証人の自署、実印での押印および印鑑登録証明書の添付が必要となります。)

〈連帯保証人の資格等〉

- ・一定の職業を有し、独立の生計を営む成年人
- ・連帯保証人2名はそれぞれ別住所の者であること(ただし、どちらか1名は貸与生と同住所でも構いません)

○ 借用証書

申請者には、貸与終了(卒業・退学)のときに申請者および連帯保証人の署名による「借用証書」を提出していただきます。

○ 貸与終了後の手続きについて

授業料資金は、申請者が養成施設に在学している間、一時的にお貸しするものです。全額返還されるか、返還免除の条件を全て満たし、所定の手続きを終えるまでは、申請者は滋賀県に債務(借金)を負っていることとなります。

このため、養成所を卒業されるときや、その後に、免除を受けるとき、返還をするとき、住所や氏名を変更したときなどには、条例・規則に定められた手続きを行っていただかなければなりません。

卒業後の手続きについては、申請者が卒業される際に、卒業後の手続きなどを取りまとめた「しおり」をお渡しします。

これらの手続き・申請をどれか一つでも怠ると、たとえ免除の条件を満たしている場合であっても、全額一括返還等になります。

貸与申請手続きについて

(1) 貸与申請手続きの流れ

事前申請

しがネット受付サービスにて、事前申請を行ってください。

貸与申請

事前申請の内容確認後、県から貸与申請書を送付しますので、必要事項を記入し、貸与申請書その他必要書類を在学する学校等の窓口にご提出ください。

※必要書類一式は専用の封筒に封入し、提出してください。

貸与決定

貸与決定後に、県より貸与決定通知書を送付します。

貸付金の貸与

(2) 貸与申請手続きに必要な書類

事前申請・貸与申請に必要な書類

- ① **滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与申請書**
 - ・ P8の記入要領および P9の記入例を確認のうえ記入すること
- ② **連帯保証人2名の印鑑登録証明書**
 - ・ 発行後3か月以内のものに限る。
- ③ **申請者本人の住民票記載事項証明書**
 - ・ 発行後3か月以内のものに限る。

※③の書類は、事前申請時にしがネット受付サービスにて画像添付が必要です。

①～③のすべての必要書類は貸与申請時に原本の提出が必要となります。

※①～③のほか、必要に応じて追加で書類提出を求める場合があります。

<振込先口座として指定する口座について>

- ・ 申請者本人名義の口座に限ります。
- ・ 口座科目は、普通預金、総合預金または当座預金に限ります。
(貯蓄預金・定期預金の口座を指定することはできません。)
- ・ 銀行に指定の口座がない場合は、申請者本人名義の口座を開設してください。
- ・ 同一養成課程在学中は、原則として振込先の口座の変更は行えません。
ただし、婚姻などによる氏名変更、銀行の統廃合などにより振込先の口座に変更を行う必要がある場合は、県までご連絡ください。

貸与申請書 記入要領

- 貸与申請書は事前申請後、県から直接送付いたします。
- 送付する貸与申請書には、事前申請の際に入力いただいた内容が記載されています。
- もし記載されている内容について修正があれば、修正箇所に二重線を引き、訂正印を押して、空いているところに書き直してください。
- 事情により、事前申請（しがネット受付サービス）ができない場合は、県の公式ホームページより申請書様式をダウンロードし印刷のうえ、以下の留意事項や記入例をよくご確認のうえ、必要事項を記入してください。（記入後は、在学する学校等の窓口に提出してください。）

(1) 記入にあたっての注意事項

- ・黒または青の万年筆またはボールペンで、丁寧に楷書で記入してください。（フリクション等いわゆる擦ると消えるペンは不可。）
- ・記入を誤ったときは、誤った部分に二重線を引き訂正印を押してください。

(2) 記入内容

ア) 「課程」欄

- ・該当するコード番号を次の表から選んで記入してください。

コード番号	課 程
3	看護師 3年課程 全日制
9	歯科衛生士

イ) 「修学生番号」欄

- ・過去に看護職員修学資金または授業料資金の貸与を受けたことがある人は、自分の修学生番号を記入してください。
- ・今回初めて滋賀県から授業料資金の貸与を受ける人は、何も書かないでください。

ウ) 「氏名」欄

- ・フリガナは、左詰めで1マスに1字ずつ記入してください。（濁点は1字として取り扱ってください。）
- ・フリガナは、姓と名の間に1マス開けてください。

エ) 「性別」欄

- ・該当する方を○で囲んでください。

オ) 「生年月日」「入学年月」「卒業(見込)年月」年月欄

- ・それぞれ西暦で記入してください。

カ) 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の申請の有無」欄

- ・養成所へ減免申請を行った者は「有」を○で囲み、該当する項目のいずれかに☑を付けてください。

キ) 「養成施設名」「課程名」欄

- ・省略せず正しく記入してください。
- ・（新規申請者のみ）過去に看護職員修学資金または授業料資金の貸与を受けたことのある人は、貸与を受けたときの養成施設名・課程名・氏名を記入してください。

ク) 「申請者」「連帯保証人」欄

- ・それぞれの欄は、必ず本人の自筆により記入してください。
- ・連帯保証人の印は、印鑑登録証明書と同じ実印を押印してください。

(3) 添付書類等

- ・連帯保証人の印鑑登録証明書は、貸与申請書の右肩の裏側にホッチキスで留めてください。

[記入例]

課程コード表より記入

・過去に滋賀県から授業料資金または修学資金の貸与を受けていた場合は、当時の「貸与台帳」等を参照して自分の修学生番号を記入すること。

黒または青の万年筆またはボールペンで記入してください。
(フリクション等いわゆる擦ると消えるペンは不可。)

様式第1号

滋賀県立看護師等養成所授業料資金 貸与申請書 (新規・継続)

授業料資金

資金	課程	修学生番号					
3	3	1	2	3	4	5	6

・氏名は左詰で記入すること。
・姓と名の間は1マスあけて記入。
・濁点も1字とする。

氏名	カタカナ	シカハナコ						性別	生年月日		
	漢字	滋賀			花子				男	西暦(年)	月
								女	2002	05	01

学年	入学年月	卒業(見込)年月	貸与希望月額※	貸与希望期間			
1	西暦(年) 月	西暦(年) 月	22050	西暦(年) 月	から	西暦(年) 月	まで
	2023 04	2026 03		2023 04		2024 03	

※大学等における修学の支援に関する法律による授業料等の減免を受ける者のうち減免区分が第1区分(満額の支援)の者については、貸与月額を18,600円に読み替える。

新規・継続のどちらかに○をすること

・大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請を行った者は、必ずA~Cのいずれかにチェックすること。

・Aの者は「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書の写し」を添付すること。(授業料資金の貸与額は月額18,600円となります。)

・在学中の施設名・課程名を記入すること。

有の場合のみ記入
・過去に滋賀県から授業料資金または修学資金の貸与を受けたことのある場合は、必ず記入すること。

・申請日を必ず記入すること。

・シャチハタ印不可。
・添付する印鑑登録証明書(提出日の前3箇月以内に発行されたもの)と同じ印鑑を押印すること。

・通帳を見ながら間違わないように記入すること。

・継続申請の場合は記載不要。
ただし、婚姻等による氏名変更や金融機関の統廃合等により、やむを得ず振込先口座が変更になった場合は、記入すること。(原則、変更不可)

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の申請の有無

有
 無

左欄が有のとき右欄のいずれかに

A. 第1区分(満額の支援)の認定を受けた
 B. 認定対象外、または認定を受けたが第1区分ではない
 C. 申請したが、まだ減免認定結果が通知されていない
※授業料資金貸与申請後に第1区分(満額の支援)の減免認定結果通知がされた場合、速やかに「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書」の写しを提出すること。

施設名 県立琵琶湖看護専門学校 課程名 看護師養成3年課程全日制

※新規申請者のみ記入すること

過去に「滋賀県看護職員修学資金」の貸与を受けたことの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	左欄が有のとき	貸与を受けたときの養成施設・課程名	琵琶湖高等学校 衛生看護科
			貸与を受けたときの氏名	滋賀 花子

滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱の規定により授業料資金の貸与を受けたいので申請します。

滋賀県知事 2022年6月1日

申請者

郵便番号 520-8577

住所 大津市京町四丁目1番1号

電話番号 077-528-3611

氏名 滋賀 花子

連帯保証人

郵便番号 520-8577

住所 大津市京町四丁目1番1号

電話番号 077-528-3611

氏名 滋賀 太郎

生年月日 1965年3月5日 申請者との続柄 父

連帯保証人

郵便番号 524-0022

住所 守山市守山五丁目4番10号

電話番号 077-578-999X

氏名 滋賀 次郎

生年月日 1966年3月4日 申請者との続柄 叔父

・シャチハタ印不可。
・連帯保証人等と同姓の場合は、印影の異なる印鑑を使用すること。

・連帯保証人2名はそれぞれ別住所の者とすること。(ただしどちらか1名は貸与者と同居所でも構いません)
・連帯保証人欄については、必ず連帯保証人が自ら記入すること。同筆跡は無効。

口座振替依頼書 (新規申請者のみ記入すること)

滋賀県知事 **新規申請者のみ記入** 氏名 滋賀 花子

私が滋賀県から受ける貸付金については、下記の預金口座に振込下さるよう依頼します。

銀行名	支店名	金融機関コード	支店コード	預金種別	口座番号
滋賀 信組 信金	県庁 本店 出張所	※記入不要	160	普通預金 2 当座預金	前 十 万 千 百 十 百
					9 9 9 9 9 9 9

口座名義(カタカナ) シカハナコ

※ 連帯保証人の印は、実印を用いるとともに、印鑑登録証明書を添付してください。
※ 印鑑登録証明書は、提出の前3箇月以内に発行されたものを添付してください。